

内閣府告示第七百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成十九年十一月二十二日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月十四日

内閣総理大臣 福田 康夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県足柄下郡湯河原町
- 二 構造改革特別区域の名称 ゆがわら食の専門人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 神奈川県足柄下郡湯河原町の全域